

表2 住宅取得等特別控除の適用条件

- ①住宅を購入した方、または増改築をした方で、それに際して資金を借り入れしている
- ②住宅を取得した本人が居住している
- ③床面積の2分の1以上が自己の居住用である
- ④床面積が50㎡以上240㎡以下(中古住宅の場合は、50㎡以上)
- ⑤①の借入金の償還期間が10年以上
- ⑥住宅を取得した本人の合計所得金額が3000万円以下
- ⑦居住年およびその年の前後2年以内に居住用財産の譲渡所得の課税の特例の適用を受けていない

※平成5年12月31日以前に入居した場合は、表1の計算式および表2の適用条件が異なる場合がありますので、税務署にお尋ねください。

表3 住宅取得等特別控除の添付書類

①公的年金や給与所得の源泉徴収票(原本)		
②住民票の写し		
③住宅取得に係る借入金の年末残高証明書		
④借入金などの年末残高の計算明細書 (用紙は申告窓口に用意してあります)		
⑤家屋の登記簿の謄本・抄本や賃貸契約書、売買契約書などで、次のことを明らかにする書類		
新築住宅	中古住宅	増改築などをした家
⑦家屋の新築または取得年月日 ⑧床面積	②家屋の建築年月日 ③家屋の取得年月日 ④床面積	②床面積 ③増改築などをした年月日 ④増改築などに要した費用の額
⑥家屋の新築工事の請負代金または取得対価の額	⑤家屋の取得対価の額	⑥債務の承継に関する契約に基づくものはその契約書の写し
		⑦建築確認通知書の写し、検査済証の写しまたは建築士工事証明書

表1 住宅取得等特別控除の控除額の計算式^(100円未満切り捨て)

住宅ローン等の年末残高



●入居年およびその翌年
 $A \times 1.5\% + B \times 1\% + C \times 0.5\% = \text{住宅取得等特別控除額}$

●入居後3年目～6年目
 $(A + B) \times 1\% + C \times 0.5\% = \text{住宅取得等特別控除額}$

※「年末残高」は、住宅ローン等のうち、土地の分は対象になりません。

扶養控除などの所得控除の合計額を超える人
 □サラリーマンの場合
 ①給与の年収が1500万円を超える人
 ②給与所得、退職所得以外の所得の合計が20万円を超える人
 ③給与を2か所以上から受けている人

税金が戻る場合もあります

住宅取得等特別控除や医療費控除の適用を受けることで、源泉徴収や予定納税で納めた税金が戻ることがあります。くわしい内容は、次のとおりです。

- 控除額 表1の計算式で求めた額が、税額から控除されます。
- 適用範囲 本人や本人と生計を一にする親族のために平成6年中に支払った医療費
- 控除額 平成6年中に支払った医療費
- 適用条件 表2の条件に加え、次の条件に該当しなければなりません。
- ・新築：建築後未使用のもので、取得して6か月以内に居住し、引き続き居住しているもの
- ・中古住宅：居住に使われていた建物で、築後15年以内(耐火造は20年)のもの
- ・増改築：工事費用が100万円を超えるもの
- 添付書類 この控除の適用を受けるときは、確定申告の際に表3の添付書類が必要で、
- 医療費控除
- 確定申告に関することは、新津税務署へ(22-2151)
- た医療費の金額から、次の④、⑤のいずれか少ない金額を差し引いた額(最高200万円まで)
- ④10万円
- ⑤合計所得金額の5%相当額
- ※次に掲げる給付金などがある場合は、「平成6年中に支払った医療費」から差し引かれます。
- ・健康保険組合などから受ける給付金や生命保険契約、損害保険契約に基づき支給を受ける入院給付金など
- ・出産費、高額療養費など明らかに健康保険などにより補てんされる金額(申告時に未収の場合は見積額)

住民税と所得税の申告

税の申告はお早めに

期間は2月16日から3月15日まで

住民税と所得税の申告受付が始まります。期間は、二月十六日から三月十五日までです。申告期限の間近になると窓口が混雑し、落ちついて相談できないことがあります。必要な書類をそろえる時間も考え、申告は早めに済ませましょう。

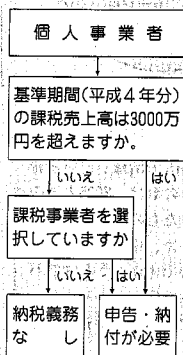


住民税

必要事項を記入して税務課へ

市民税、県民税の申告用紙を皆さんのお手元に郵送します。同封されている「平成七年度分市民税・県民税申告のしかた」を良くご覧のうえ、あなたの所得金額など必要事項を記入して

消費税の申告は3月31日までに済ませましょう。新津税務署へ(22-2151)です。



住民税申告に必要なもの

- ▷給与支払いなどの源泉徴収票
- ▷医療費、農業者年金、生命保険料などの支払証明書
- ▷身体障害者手帳などの証明書
- ▷印かん

所得税

住民税申告にすることは、税務課市民税係へ(24-2111内線217)

平成六年度分の所得税については、特別減税が実施されます。減税額は、所得税額の二〇%相当額(最高一百万円)です。

確定申告をしなければならぬ人は、事業所得や不動産所得などがある場合、平成六年中の所得金額の合計額が、基礎控除、配偶者控除、

住民税の申告は、ただ税金面に関係するだけでなく、いろいろな手続きなどに広く必要になります。

たとえば、国民健康保険料の軽減措置や無提出年金の受給、保育料の算定、福祉事務所からの手当の受給など、皆さんが会社の健康保険にご家族を加えさせる場合に必要で非課税証明書の交付が必要です。この申告をもとに行われます。

所得額の多少にかかわらず、必ず住民税の申告をしましょう。

お買物、ご用命は市内で

健康家族

保険調剤・ツムラ漢方薬
生薬配合・ツムラ化粧品・介護用品

なら新津薬局

新津駅前本店 (24)6311
おぎかわ駅前店 (24)6322

EMで生ゴミを処理し
自然農法による野菜を食べてみませんか

EMバックインスペシャル(生ゴミ処理器)
ボカシ各種、EM園1号

取扱店：天壽薬草協会 EM班
(有)酒井商店内 朝日121 TEL 22-7675

動物も家族の一員です。

診療時間
平日 AM 9:00~12:00 外来受付
PM 1:00~3:00 手術時間
PM 3:00~6:30 外来受付
土曜日 AM 9:00~12:00 外来受付
PM 1:30~3:00 外来受付
日曜・祭日(予約) AM 9:30~11:30 外来受付

院内
●犬・猫・小鳥・小動物診療
●内分科
●皮膚科
●犬 人工授精科
●動物コンサルタント
●処方食・フード
●グルーミング
●ホ テル

小島動物病院 秋葉2丁目(秋葉公園入口)
Phone 24-2223

至五泉
秋葉公園
観光道路
当院 駐車場完備
ワンシヨウ 老人福祉センター